2　次回の大会議の開催に係る経費（事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等）は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3　管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当（勤務地手当を含む。）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4　管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5　1の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかった修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6　1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第百四十七条　加盟国の分担金に関する規則

1　連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

2　加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年五パーセントの割合の利子が生ずる。

3　加盟国が連合に対して負う分担金（未払分につき生ずる利子は含まない。）の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

4　法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、連合とその滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。それにもかかわらず、当該加盟国が当該償還計画に定める支払方法を含む条件を遵守しない場合には、当該加盟国による十分に正当と認められる請求に基づき、管理理事会が遅くとも大会議の前の最後の会期中に、この不遵守が例外的な状況によるものであったとの別段の決定をしない限り、当該加盟国は、次の大会議から大会議までの期間まで、連合と新たな償還計画を取り決めることができない。

5　連合に対して負う分担金の滞納については、大会議又は管理理事会が決定する例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。大会議又は管理理事会が二十年を超える回収期間の支払に関する合意を承認する場合には、当該合意に署名した加盟国が滞納している分担金の年間の支払額は、当該加盟国の年間の分担金の額を下回ってはならない。

6　また、大会議又は管理理事会のうちいずれかの機関が決定する例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、当該機関は、当該加盟国が支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

7　同様に例外的な状況において、大会議又は管理理事会は、関係する加盟国から書面による請求があった場合には、当該加盟国が支払うべき滞納金（これに係る利子を除く。）の総額の少なくとも半分に相当する額を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

8　大会議又は管理理事会は、また、長年にわたる滞納金を有する加盟国から書面による請求があった場合には、当該加盟国が連合の年次経費に対する過去五年間（現会計年度を含む。）の義務的な分担金（これに係る利子を除く。）を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を例外的に免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

8.1　8の規定の適用上、「長年にわたる滞納金」とは、連合の年次経費に対する義務的な分担金に関連する滞納金（利子を含む。）であって、過去の五の会計年度より長い期間について支払期限が到来したものをいう。

8.2　同様に、8の規定の適用上、特に第百五十一条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が長年にわたる滞納金を有する場合には、大会議又は管理理事会は、これらの加盟国の「過去五年間の義務的な分担金」について、当該加盟国の属する現行の分担等級を基礎として算定することを例外的に決定することができる。この場合には、当該分担等級の額に五を乗ずる。

9　第百五十一条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が7及び8に規定する支払の取決めによって利益を得ることを認められる場合には、関係する加盟国が支払った額の五十パーセント以上は、当該加盟国に利益をもたらすことを目的とした連合主導の技術援助計画に充てられる。

10　7及び8に規定する例外的な支払の取決めの枠組みにおいて免除された元金又は利子は、取り消されず、連合は、適用される財政規則に従って当該元金又は利子を保留し、及びこれらについて引当金を計上する。関係する加盟国がその後自動的制裁を受ける場合には、当該元金又は利子は、連合によって当該加盟国の滞納金として直ちに再登録される。

11　加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

12　3から11までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

13　国際事務局は、請求書をその支払期日の遅くとも三箇月前に加盟国に送付する。請求書の原本は、関係する加盟国が通報する正確な所在地宛てに送付される。請求書の電子的な写しは、事前の通報又は注意の喚起として電子メールにより送付される。

14　国際事務局は、また、特定の請求書に係る延滞利子を加盟国に課するごとに、当該加盟国がその利子がいずれの請求に対応するものであるかを容易に識別できるよう、明確な情報を提供する。

第百四十八条　資金の不足

1　資金の不足を補うために連合に予備基金を設ける。その額は、管理理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金によって維持される。同基金は、予算の収支を合わせるため又は加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

2　連合の一時的な資金不足の場合には、スイス連邦政府は、合意によって定める条件に従い、連合に対し必要な短期の立替払を行う。

第百四十九条　出納事務及び会計事務の監督

スイス連邦政府は、大会議が定めた金額の限度内における国際事務局の出納事務及び会計事務を無報酬で監査する。

第百五十条　自動的制裁

1　第百四十七条3に規定する譲渡を行うことができない加盟国であって、国際事務局が提案した同条4の規定に基づく償還計画の提出に同意せず、又は償還計画を実施しないものは、大会議並びに管理理事会及び郵便業務理事会の会合における投票権を自動的に失うものとし、当該各理事会の理事国となる資格も失う。